

## 別紙様式1（別紙）

### 令和3年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象部局等名	農林水産部農業水産課
包括外部監査人の指摘事項	<p>(項目) 備品要件を満たさない物品の備品台帳からの削除漏れ (指摘内容) 現物実査の結果、取得価格や評価価格が明らかに少額であると考えられる物品が備品台帳に計上されていた。 富山市は、物品管理規則第3条で「その性質及び計上を変えることなく2年以上にわたり使用できる物品で取得価格又は評価価格が2万円以上のもの並びに美術・工芸品及び標本」を備品として定義している。 所管課は、現物実査を実施したうえで備品要件を満たさない物品を備品台帳から削除する必要がある。</p>
措置状況	<p>⑤古洞の森自然活用村 令和5年3月31日に施設を廃止し、市議会の議決の上で施設は無償、土地は有償で令和6年3月11日から民間事業者に15年間貸し付けを行っている。 備品等についても、市議会の議決を経て民間事業者に全て無償譲渡したことから、備品台帳から削除した。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

## 別紙様式1（別紙）

### 令和3年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象 部局等名	農林水産部農業水産課
包括外部 監査人の 指摘事項	<p>(項目) 備品の保管状況の見直し (指摘内容)</p> <p>現物実査の結果、当施設内に指定管理者が指定管理業務を行なうために持ち込んだ備品が多数保管されており、それらと富山市の備品が混在して区分が曖昧になっていた。特に、当施設のふれあいセンター1階事務所内に備品が乱雑に配置されており、部屋の奥に到達することが困難な状態となっていた。</p> <p>富山市は、物品管理規則第16条第2項で「物品出納員等は、保管する物品を隨時点検し、常に良好な状態において保管しなければならない」と規定している。また、指定管理基本協定書では、「指定管理者は、当施設を常に良好な状態において管理し、施設の効用を最大限発揮できるよう管理業務を行なわなければならない」と規定している。</p> <p>現在の保管状況は、備品の実査や有効利用の妨げとなると考えられることから、所管課は指定管理者に整理整頓を指導する必要がある。</p>
措置状況	①古洞の森自然活用村 指摘を受け、指定管理者に施設内の整理整頓を指導した。令和3年度から令和4年度にかけて、指定管理者において備品の整理を行い、本市の備品と指定管理者の備品との区分を明確にしたところであるが、令和5年3月31日に施設を廃止したことから、指定管理者の備品は撤収し、本市の備品で物品管理者が不用の決定を行ったものは、棄焼却にかかる手続を行なったうえで処分した。 なお本施設は、市議会の議決の上で、民間事業者に、施設は無償、土地は有償、令和6年3月11日から15年間貸し付けを行い、残存していた本市の備品は無償譲渡した。

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

## 別紙様式1（別紙）

### 令和3年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象部局等名	農林水産部農業水産課
包括外部監査人の指摘事項	<p>(項目) 備品台帳への単価記載漏れ</p> <p>(指摘内容) 現物実査の結果、備品台帳の単価欄に金額の記載のないものが散見された。所管課に確認したところ、「平成17年まで当施設の管理を、なのはな農業協同組合に委託していたが、平成17年4月1日に同組合から備品を一括で譲り受けた際に、単価の引継ぎ漏れがあった」との回答を得た。 所管課は、富山市物品管理規則第3条に基づき、取得価格が判明するものについては当該価格を、それ以外は評価価格を備品台帳に記載する必要がある。</p>
措置状況	⑥古洞の森自然活用村 令和5年3月31日に施設を廃止し、市議会の議決を経て施設は無償、土地は有償で令和6年3月11日から民間事業者に15年間の貸し付けを行っている。 これに伴い、施設の備品を市議会の議決を経て民間事業者に全て無償譲渡したことから、市が管理する備品ではなくなったもの。

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

## 別紙様式1（別紙）

### 令和3年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象部局等名	農林水産部農業水産課
包括外部監査人の指摘事項	<p>(項目) 標示票の貼付漏れ及び記載不備 (指摘内容) 現物実査の結果、標示票の貼付のない備品が散見された。また、標示票が貼付されている備品についても、改正前物品取扱要領に基づく類別番号・品目番号が記載されており、現行の類別番号・品目番号が記載されていないものが散見された。</p> <p>富山市は、物品管理規則第18条で「取得価格又は評価価格が5万円以上の備品には標示票をはらなければならない」と規定している。</p> <p>所管課は、物品管理規則に従って、現行の物品取扱要領に基づく類別番号・品目番号を記載した標示票を備品に貼付する必要がある。</p>
措置状況	<p>⑦古洞の森自然活用村</p> <p>令和5年3月31日に施設を廃止し、市議会の議決を経て施設は無償、土地は有償で令和6年3月11日から民間事業者に15年間の貸し付けを行っている。</p> <p>これに伴い、施設の備品を市議会の議決を経て民間事業者に全て無償譲渡したことから、市が管理する備品ではなくなったもの。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

## 別紙様式1（別紙）

### 令和3年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象部局等名	農林水産部農業水産課
包括外部監査人の指摘事項	<p>(項目) 遊休備品の処分漏れ (指摘内容)</p> <p>現物実査の結果、マッサージ器や映写用機器等、遊休状態で今後の利用見込もない備品が確認された。</p> <p>富山市は、物品管理規則第22条で「物品管理者は、その管理に属する物品のうち使用することができないもの又は使用の必要がなくなったものについて、不用の決定をしなければならない」と規定するとともに、物品管理規則第23条又は第24条で不用決定処理を実施した後の売却又は棄焼却手続を規定している。</p> <p>所管課は、当該備品を使用する可能性が無いのであれば、物品管理規則に従って当該備品を必要とする部署へ管理換えを行うか、もしくは不用決定処理を行ったうえで売却処分又は棄焼却処分を行う必要がある。</p>
措置状況	<p>⑤古洞の森自然活用村</p> <p>今後の利用見込がない備品については、物品管理者が不用の決定を行い、棄焼却にかかる手続を行ったうえで処分した。</p> <p>なお本施設は、市議会の議決の上で、民間事業者に、施設は無償、土地は有償で、令和6年3月11日から15年間貸し付けを行い、残存していた本市の備品は無償譲渡した。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。

## 別紙様式1（別紙）

### 令和3年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

監査対象 部局等名	農林水産部農林事務所農業振興課 (対象施設：黒瀬谷交流センター)
包括外部 監査人の 指摘事項	<p>指摘事項10</p> <p>(項目) 行政財産の使用許可漏れ及び目的外使用料の徴収漏れ</p> <p>(指摘内容) 当施設では、黒瀬谷地区の住民組織である「黒瀬谷交流センター運営委員会」が富山市所有の倉庫を占用しているが、行政財産の使用許可申請が出ておらず、所管課は目的外使用料を徴収していない。 富山市は、行政財産使用料条例第2条で「行政財産の目的外使用につき、その使用の許可を受けた者から使用料を徴収する」と規定している。 所管課は、使用実態を整理したうえで行政財産の使用許可手続きを進めるとともに、行政財産使用料条例に従って適切な使用料を徴収する必要がある。</p>
措置状況	<p>ご指摘の事項については、所管課において当該運営委員会に指導を行い、倉庫の占用状態を是正した。 今後は、当該倉庫を使用しないことを運営委員会と確認しており、行政財産の使用許可の手続きは行っていない。 なお、令和6年6月1日をもって当該施設の機能を廃止し、黒瀬谷公民館として一本化しており、あわせて、黒瀬谷地区センター機能を移転・集約化するなど公共施設の再編を行っている。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。